

(介護予防)特定施設入居者生活介護
重要事項説明書
アルプスの杜かみみぞ

株式会社リビングプラットフォームケア

説明日：

事業者は契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を行いました。

説明者：

利用者及び身元引受人は、契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を受け、その内容に同意の上、交付を受けました。

利用者：

身元引受人：

作成日： 2025年3月25日 時点

1.事業主体の概要

法人名	株式会社リビングプラットフォームケア
代表者名	代表取締役 金子 洋文
法人所在地	札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
電話番号	011-633-7727
FAX番号	011-633-7728

2.事業所の概要

事業類型	特定施設入居者生活介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	
事業所名	アルプスの杜かみみぞ	
事業所所在地	神奈川県相模原市中央区上溝3-36-25	
電話番号	042-764-0220	
FAX番号	042-764-0221	
管理者名	長橋昇平	
指定番号	1472611456 特定施設入居者生活介護	
	1472611456 (介護予防)特定施設入居者生活介護	
開設年月日	2022年7月1日	
定員	65名・全室個室	
敷地概要	敷地面積	1,574.8㎡
	権利形態	普通借地（建物賃貸借に含む）
建物概要	建物面積	2,899.61㎡
	権利形態	建物賃貸借（普通借家）
	構造	鉄筋コンクリート造4階建て
	共用部設備の概要	居間食堂、台所、浴室、トイレ
	居室の概要	エアコン、収納、照明器具、物干し金物

居室の状況		便所	浴室	面積	室数
	タイプⅠ	あり	なし	18.29㎡	65室
	タイプⅡ				
	タイプ				
	タイプ				
共有部分	共有便所における 便房	6ヶ所	男女別	2ヶ所	
			車いす等対応	5ヶ所	
	共有浴室	7ヶ所	個室	7ヶ所	
			大浴場	ヶ所	
	共有浴室における 介護浴室	4ヶ所	チェアー浴	0ヶ所	
			リフト浴	3ヶ所	
			ストレッチャー浴	1ヶ所	
			その他()	ヶ所	
	食 堂	あり			
	利用者や家族が 利用できる調理施設	なし			
エレベーター	車椅子対応	あり			
	ストレッチャー対応	あり			
	上記1・2に該当	あり			
	エレベーター本体	あり			
消防用設備等	消火器	あり			
	自動火災報知設備	あり			
	火災報知設備	あり			
	スプリンクラー	あり			
	防火管理者	あり			
	防災計画	あり			

3.事業の目的と運営方針

事業の目的	本事業所は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	サービスを必要とするものが、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、及び心身の状況に応じ、地域において必要なサービスを総合的に提供されるように援助することを目的としています。
	<p>(1)健康管理 事業者は、年2回の定期健康診断を受診する機会を設けるほか、健康診断等を実施します。また、利用者が適切な治療を受けられるように努めます。</p> <p>(2)食事サービス 入居契約書に基づき、1日3食の食事サービスを提供します。</p> <p>(3)生活相談・助言サービス 入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を行います。</p>

サービスの内容	<p>(4)生活支援サービス 重要事項説明書 別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり、サービスを提供します。</p> <p>(5)レクリエーション等 定期的に娯楽のレクリエーション等を実施いたします。</p> <p>(6)その他支援サービス 「お預り金の管理・緊急対応・オプションサービス（有料）等」 ホームは、その他にも施設において一般的に対応できる様々な支援サービスを提供します。</p>
---------	--

4.職員体制

	従業員数	備考
管理者	1 人	
計画作成担当者	1 人以上	
介護職員	21 人以上	
看護職員	6 人以上	

5.利用料金

	料金項目	利用料金	
入居時費用	敷金	140,000	円
			円
月額利用料	家賃	月額	70,000 円
	食材料費	日額	2,272 円
		月額	68,160 円(30日の場合)
			()
	管理費	月額	61,110 円
	水道光熱費	月額	0 円
	冬季暖房費	月額	0 円
	教養娯楽費	別途、費用をご負担いただきます。	
	個別的な外出介助	30分	1,000 円
			円
			円
その他	サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用については、別途費用をご負担いただきます。		

※利用料の内、前払いとなる費用は下記の通りとなります。

家賃、食材料費、管理費、水道光熱費

※上記表中に「月額」と記載する費用について、「利用開始」「契約終了日」が属する月は1ヶ月を30日とする日割計算（円単位未満四捨五入）とします。

※食材料費については、下記の手順に基づき、欠食分の食事を返金致します。

- ・7日前までに通知があった外泊・外出の場合、事前申し出分を欠食扱いとします。
- ・7日を超える入院の場合、入院日から起算し8日目以降を欠食扱いとします。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合は、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、利用料金の変更を行うことがあります。

6.介護保険利用料金

※4級地（1単位 = 10.54円）

介護保険 報酬項目	単位数	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
■基本部分		※30日利用の場合		
要支援1	5,490単位・1ヶ月	5,787円	11,573円	17,360円
要支援2	9,390単位・1ヶ月	9,897円	19,794円	29,691円
要介護1	16,260単位・1ヶ月	17,138円	34,276円	51,414円
要介護2	18,270単位・1ヶ月	19,257円	38,513円	57,770円
要介護3	20,370単位・1ヶ月	21,470円	42,940円	64,410円
要介護4	22,320単位・1ヶ月	23,526円	47,051円	70,576円
要介護5	24,390単位・1ヶ月	25,707円	51,414円	77,121円
■加算関連				
初回加算	30単位・1日	32円	64円	95円
(入居日及び30日以上入院から退院した日から起算して30日以内の期間のみ算定)				
協力医療連携体制加算Ⅰ	100単位・1ヶ月	106円	211円	317円
協力医療連携体制加算Ⅱ	40単位・1ヶ月	43円	85円	127円
サービス体制強化加算Ⅰ	22単位・1日	24円	47円	70円
サービス体制強化加算Ⅱ	18単位・1日	19円	38円	57円
サービス体制強化加算Ⅲ	6単位・1日	7円	13円	19円
若年性認知症利用者受入加算	120単位・1日	127円	253円	380円
ADL維持等加算Ⅱ	30単位・1ヶ月	32円	64円	95円
ADL維持等加算Ⅰ	60単位・1ヶ月	64円	127円	190円
生活機能訓練向上加算Ⅰ	100単位・1ヶ月	106円	211円	317円
生活機能訓練向上加算Ⅱ	200単位・1ヶ月	211円	422円	633円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位・1回	21円	42円	63円
夜間支援体制加算Ⅰ	18単位・1日	19円	38円	57円
夜間支援体制加算Ⅱ	9単位・1日	10円	19円	29円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位・1日	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位・1日	5円	9円	13円
入居継続支援加算Ⅰ	36単位・1日	38円	76円	114円
入居継続支援加算Ⅱ	22単位・1日	24円	47円	70円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位・1ヶ月	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位・1ヶ月	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算	40単位・1ヶ月	43円	85円	127円
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位・1日	13円	26円	38円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位・1ヶ月	21円	42円	63円
退院・退所時連携加算	30単位・1日	32円	64円	95円
新興感染症当施設療養費	240単位・1日	253円	506円	759円

看取り加算Ⅰ（お亡くなりの日以前）				
(1)お亡くなりの日以前31日~45日	72単位・1日	76	152	228
(2)お亡くなりの日以前4日~30日	144単位・1日	152	304	456
(3)お亡くなりの日の前日及び前々日	680単位・1日	717	1,434	2,151
(4)お亡くなりの日	1280単位・1日	1,350	2,699	4,048
看取り加算Ⅱ（お亡くなりの日以前）				
(1)お亡くなりの日以前31日~45日	572単位・1日	603	1,206	1,809
(2)お亡くなりの日以前4日~30日	644単位・1日	679	1,358	2,037
(3)お亡くなりの日の前日及び前々日	1180単位・1日	1,244	2,488	3,732
(4)お亡くなりの日	1780単位・1日	1,877	3,753	5,629
退居時情報提供加算	250単位・1回	264	527	791
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に加算率	12.8%	を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に加算率	12.2%	を乗じた単位数	

※介護保険改定又は負担割合により給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※原則、口座振替によるお支払いをお願い致します。振込でのお支払となる場合は、毎月月末までに下記の口座までお振込み下さい。お振込み手数料は、ご利用者様にてご負担いただきます。

みずほ銀行 第五集中支店 普通預金 1975958
株式会社リビングプラットフォームケア 代表取締役 金子洋文

7.協力医療機関

内科	医療機関名	医療法人社団大和会 相模原東クリニック（訪問診療専門）
	所在地	神奈川県相模原市中央区相模原3-1-5サトウビル2F
	診療科目	内科
内科	医療機関名	豊田内科クリニック（訪問診療専門）
	所在地	神奈川県相模原市中央区大野台7-29-5
	診療科目	内科
歯科	医療機関名	ひまわり歯科
	所在地	神奈川県相模原市中央区相模原5-5-1
	診療科目	歯科

8.緊急時の対応

緊急時の対応	入居者に身心の緊急が発生した場合は、速やかに管理者に確認し、必要に応じ、協力医療機関（24H対応可）へ電話相談し、担当看護師、医師の指示を仰ぎます。
--------	--

9.非常災害時の対応

消防用設備	自動火災報知設備・非常通報装置・誘導灯・消火器・スプリンクラー、熱感知器
災害発生時の対応	災害対策マニュアルに沿って対応

10.事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者が利用者に対し本サービス提供時に事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
----------	--

11.秘密保持と個人情報の取り扱い

秘密保持と個人情報の保護	サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約の内容とします。
--------------	--

12.虐待防止

虐待防止の責任者	施設長・相談員
虐待防止の措置	(1)虐待防止に関する責任者を選定します。 (2)成年後見制度の利用を支援します。 (3)苦情解決体制を整備しています。 (4)従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
虐待等事案が発生した場合の対応	事業者は、サービス提供中に当該施設職員又は入居者の家族等から、虐待を受けたと思われる事案が確認された場合は、速やかに管轄する市町村に通報するものとします。

13.苦情・相談窓口

苦情・相談窓口	担当者	施設長・相談員
	利用時間	9：00～18：00
	苦情に対する対応	直接窓口にて受付いたします。担当者が不在の場合は、担当者に引き継ぎ、後日回答となる場合があります。申し出いただいた事項は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
公的機関窓口	公的機関名	神奈川県相模原市地域包括ケア推進部福祉基盤課指定・指導班
	利用時間	9：00～17：00
	電話番号	042-769-9226
公的機関窓口	公的機関名	
	利用時間	
	電話番号	

14.身体拘束等

身体拘束に対する方針	利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に利用者等に対し以下の事項を連絡し同意を得るものとします。 ① やむを得ず身体的拘束を行う理由 ② 身体的拘束の方法・内容 ③ 身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時

記録について	<p>期間中の利用者の状況をサービスの提供記録に記載します。</p> <p>〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉</p> <p>①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。</p> <p>⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する。</p> <p>⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>
--------	--

15.損害賠償

損害賠償責任保険	施設賠償責任保険 加入 東京海上日動火災保険
損害賠償の対象	サービス提供中に事業者の責めに帰すべき事由により発生した事故に伴い、利用者が被った生命、身体、財産に対する損害。 但し、不可抗力による場合、利用者に故意又は過失がある場合は、賠償額を減額されることがあります。

16.第三者評価

評価の有無	なし
直近の実施年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17.その他留意点

<p>(1) 面会時間について 急を要する場合を除き、原則、午前8時から午後8時とさせていただきます。</p> <p>(2) 外出・外泊について お出掛けになるときは、前日までに職員への連絡をお願いいたします。</p>

(3) 禁止される行為について

利用者は、施設利用にあたり次の行為を行うことはできません。

- ①砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。
- ②大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- ③テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえること。
- ④観賞用を含む動物を飼育すること。
- ⑤目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること。
- ⑥利用者の状況により事業者が承諾した範囲外の喫煙・飲酒
- ⑦施設内における宗教活動または政治活動
- ⑧他の入居者に対し著しい迷惑行為を行うこと。（事業者との協議の上改善の余地が見られず、通常の方法で回避できないと事業者が判断した場合）

(4) 運営推進会議について

事業者は概ね1年に1回の頻度で下記のメンバーによる運営推進会議を開催します。

[構成メンバー]

入居者様、入居者のご家族様、地域住民代表者、地域包括支援センターの職員、知見を有する者

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）

区分	自立			要支援 1～2			要介護 1～5			
	提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	提供方法（回数等）	金額（単価）	
サービスの提供内容等	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	
1. 介護サービス										
①巡回										
・昼間 7時～22時	あり	適時	—	—	適時	—	—	適時	—	
・夜間 22時～7時	あり	適時	—	—	適時	—	—	適時	—	
②食事介助	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
③排泄										
・排泄介助	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
・おむつ交換	あり	必要に応じて	希望時	—	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—	
・おむつ代		—	希望時	実費	—	希望時	実費	—	希望時	
④入浴等		週2回			週2回			週2回		
・清拭	あり	入浴ができない場合	週3回以上	2,000円/1回	入浴ができない場合	週3回以上	2,000円/1回	入浴ができない場合	週3回以上	2,000円/1回
・一般浴介助	あり	見守り			見守り～一部介助			一部介助～全介助		
・特浴介助	あり	—			—			介助		
⑤身辺介助										
・体位交換	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
・居室からの移動	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
・衣類の着脱	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
・身だしなみ介助	あり	見守り	—	—	見守り～一部介助	—	—	一部介助～介助	—	
⑥機能訓練	あり	ケアプランに基づく訓練	—	—	ケアプランに基づく訓練	—	—	ケアプランに基づく訓練	—	
⑦通院の介助	あり	協力医療機関への付添	協力医療機関以外	2,000円～/1時間	協力医療機関への付添	協力医療機関以外	2,000円～/1時間	協力医療機関への付添	協力医療機関以外	2,000円～/1時間
⑧緊急時対応										
・ナースコール		必要時	—	—	必要時	—	—	必要時	—	
2. 生活サービス										
①家事										
・清掃	あり	週2回	週3回以上	1,500円/1回	週2回	週3回以上	1,500円/1回	週2回	週3回以上	1,500円/1回
・洗濯	あり	週2回			週2回			週2回		
②居室配膳・下膳	あり	居室で療養時	左記以外	300円/1回	居室で療養時	左記以外	300円/1回	居室で療養時	左記以外	300円/1回
③理美容		—	希望時(事前予約)	実費	—	希望時(事前予約)	実費	—	希望時(事前予約)	実費
④代行										
・買物		—	希望時	500円/1回	—	希望時	500円/1回	—	希望時	500円/1回
・役所手続		—	希望時・手数料当実費	2,000円/1時間	—	希望時・手数料当実費	2,000円/1時間	—	希望時・手数料当実費	2,000円/1時間
3. 健康管理サービス										
・健康診断	あり	年2回機会を提供(実費)	—	—	年2回機会を提供(実費)	—	—	年2回機会を提供(実費)	—	
・健康相談		随時	—	—	随時	—	—	随時	—	
・生活指導	あり	随時	—	—	随時	—	—	随時	—	
・医師の往診	あり	—	医療保険の請求額	—	—	医療保険の請求額	—	—	医療保険の請求額	
4. 入退院時、入院中のサービス										
・医療費		—	実費	—	—	実費	—	—	実費	
・移送サービス	あり	協力医療機関への移送・付添	希望時(事前予約)	2,000円～/1時間	—	希望時(事前予約)	2,000円～/1時間	—	希望時(事前予約)	2,000円～/1時間
5. その他サービス										
服薬管理	あり	—	医療保険の請求額	—	—	医療保険の請求額	—	—	医療保険の請求額	

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
 注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
 注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。
 注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じて、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。
 注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。